



中国における仮想通貨マイニングの司法的統制 : 気候変動訴訟の新たな展開?

蘇, 湘婷

(Citation)

六甲台論集. 法学政治学篇, 72(2):33-66

(Issue Date)

2026-03-23

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100502642>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100502642>



中国における仮想通貨マイニングの司法的統制 —気候変動訴訟の新たな展開？

蘇 湘 婷

1. はじめに

地球規模の気候危機の深刻化により、世界各国は気候変動問題への効果的な対応策を検討している。その中で、気候変動訴訟は、国家の気候行動の強化を推進し、企業に相応の気候責任を負担させる重要な法的手段として、活用されつつある。気候変動訴訟とは、司法または準司法機関において提起され、気候変動の科学、政策または法律に関する実質的な問題に関わる事件と定義することができる⁽¹⁾。

すでに相当数の気候変動訴訟事件が蓄積されている欧米諸国と比較すると⁽²⁾、中国における気候変動訴訟はまだ模索段階にある。中国では、一部の社会組織が環境民事公益訴訟⁽³⁾を

-
- (1) Joana Setzer and Catherine Higham, Global trends in climate change litigation: 2025 snapshot, <https://www.lse.ac.uk/granthaminstitute/publication/global-trends-in-climate-change-litigation-2025-snapshot/> (最終閲覧2025年11月30日)
- (2) 気候変動訴訟の世界的動向について参照、浅岡美恵＝鳥村健「気候訴訟：世界の司法の潮流と日本の課題（上）（下）：気候訴訟ネットワーク（CLN）からのアミカス・ブリーフを受けて」神戸法学雑誌73巻2号1-29頁、3号1-31頁（2023）。
- (3) 中国における環境公益訴訟について参照、張榮紅「中国における行政公益訴訟—2015年～2017年における展開を素材に—」中京法学52巻1・2号（2017年）1-52頁、邱昌茂「中国における環境公益訴訟の現状と課題（1）-（3）」北大法学論集71巻5号111-166頁、71巻6号191-254頁、72巻2号139-200頁（2021年）、櫻井次郎「中国における「環境公益訴訟」の変化とその背景」現代法学45号41-59頁（2023年）。また、民事公益訴訟に関する日本語文献として、高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』（東京大学出版会・2017年）311-333頁 [片岡直樹執筆]、文元春「中国環境公益訴訟における適格原告についての覚え書き—関連政策法規を中心に—」早稲田法学92巻3号（2017年）133-158頁、磯野弥生「中国環境法における参加と環境公益訴訟の前進と課題」環境と公害45巻4号（2016年）46-51頁、王燦發著（會天＝大久保規子訳）「中国「環境保護法」改正後の環境公益訴訟：新たな挑戦

利用して気候変動訴訟を提起するという試みが行われている。例えば、2018年の「自然之友訴国家电网甘肃分公司棄風棄光案」⁽⁴⁾という事件は、中国における最初の気候変動訴訟と称されている。この事件は、社会組織が電力企業（国有企業）を被告として再生可能エネルギーの購入と電力系統への接続を求めたものであり、典型的な気候変動訴訟の類型に属すると考えられる。

一方で、近年、中国では非典型的な気候変動訴訟が出現している。それは、仮想通貨のマイニングをめぐる民事契約紛争である⁽⁵⁾。私人間の契約の効力について争われているこれらの事件では、気候変動問題は当事者間の中心的な争点ではなく、判決理由においていわば間接的要素として言及されるに過ぎない。すなわち、これらの訴訟は、原告らが気候変動対策のイニシアティブをとるために提起したのではなく、気候変動対策の観点から望ましくない私人間の契約を、裁判所が、国家の政策を援用しながら無効と判断するものである。

Sabin Center for Climate Change Law のデータベースによれば、仮想通貨のマイニングに関連する気候変動訴訟は、現在のところ中国とアメリカにのみ存在している。また、仮想通貨のマイニングが大気環境に悪影響を及ぼすことを理由として民事契約の無効が認定された事件は、現時点で中国に限られている。本稿は、これらの事件について、事件の背景と司法判断の内容を分析することを目的とする。

本稿の第2章では、すべての仮想通貨の中で最大のシェアを占めるビットコインを例に、ビットコインのマイニングが大量のエネルギー消費および二酸化炭素排出をもたらすメカニズム、およびビットコインのマイニングによって生じる温室効果ガス排出の規模を紹介する。そして、第3章において仮想通貨に関連する中国の国家政策、民事法規について概観したうえで、第4章において仮想通貨のマイニングをめぐる民事契約の効力が争われた事件のうち、

と展望」阪大法学65巻4号（2015年）1095-1118頁、奥田進一「中国の環境問題と環境法政策—学問的観点から—」環境法政策学会編『アジアの環境法政策と日本』（商事法務・2015年）32頁以下、櫻井次郎「中国の公害環境訴訟」環境法研究2号（2014年）169-192頁などがある。

- (4) 公益訴訟公告（2019）甘95民初7号（<https://kuangqu.chinagscourt.gov.cn/Show/35830>）。同事件は最終的には調停により終了した。同事件はSabin Center for Climate Change Lawの裁判例データベースにも収録されている。Sabin Center, The Friends of Nature Institute v. Gansu State Grid (2018), https://www.climatecasechart.com/document/the-friends-of-nature-institute-v-gansu-state-grid_f8b0 同センターは、コロンビア大学ロースクールの中に置かれたセンターであり、「気候危機と闘い、気候正義を推進するための法的手法を開発し、この分野の次世代のリーダーを育成する」ことを目標としている（<https://climate.law.columbia.edu/content/about-us>）。同事件については以下も参照。Mingzhe Zhu, Climate Litigation in a 'Developmental State': The Case of China, *Chinese Journal of Environmental Law*, 7 (2023), pp.205, <https://doi.org/10.1163/24686042-12340105>（最終閲覧2025年11月30日）
- (5) この点についての先行研究としてZhu・前掲注（4）pp.206-208がある。

典型的なものを分析する。第5章では、2021年9月、中国が仮想通貨産業に対して全面的な禁止措置を講じた後、この産業の国境を越えた移転によってカーボンリーケージという現象が生じていることを紹介する。最後に、第6章では、本稿を要約する。

2. ビットコインと温室効果ガス排出

現存する仮想通貨には多様な種類があるが、第2章ではその中で最大のシェアを占めるビットコインを例に概説する。

2008年11月、Satoshi Nakamotoは著名な論文「Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System」を発表し、初めてビットコインの概念を提唱した。これにより、ビットコインを代表とする仮想通貨は社会の注目を集めるようになった。社会におけるビットコイン等の仮想通貨に対する理解が深まるにつれて、仮想通貨が有する高度の匿名性や非中央集権性などの特性により、既存の経済秩序に悪影響を及ぼす可能性があり、詐欺、ギャンブル、マネーロンダリングなどの犯罪行為を助長するおそれがあることが次第に認識されるようになった⁽⁶⁾。また、近年、仮想通貨のマイニングによる大量の電力消費が指摘されており、その結果としてエネルギーの浪費や二酸化炭素などの温室効果ガスの間接的排出の増加が確認されている⁽⁷⁾。そのため、世界各国は仮想通貨に対して、程度は異なるが、何らかの規制措置を講じている⁽⁸⁾。

(1) ビットコインの基本的仕組み

ビットコインはブロックチェーン技術に基づいている。ブロックチェーンとは分散型台帳システムであり、すべてのノードが台帳のコピーを保持し、コンセンサス・アルゴリズムを通じて共同でその正確性を維持する。各取引は暗号的ハッシュ処理を受け、タイムスタンプが付与された上で順次連結され、ブロックチェーンを形成する。一度記録が書き込まれると、作業証明（Proof of Work, PoW）を再度完了しない限り、改ざんは不可能である。ビットコインが採用するコンセンサス・アルゴリズムである作業証明（PoW）では、各ノードが計算能力を競い、SHA-256ハッシュ関数の計算を最も早く完了したノードが記帳権およびビットコイン報酬を獲得する。この報酬メカニズムにより、世界中の数万以上のノードが

(6) 劉壯＝袁磊「比特幣研究新進展：属性、乱象与監管」金融与經濟9卷（2019年）44-49+10頁。

(7) 蔣万勝＝朱曉蘭「数字貨幣的能源消耗及其經濟效益的比較性研究」西安財經大學學報36卷1号（2023年）3-13頁。

(8) 劉衛「從政策監管到成文法規制：虛擬貨幣交易監管立法研究」河北經貿大學學報46卷2号（2025年）99-108頁。

競争に参加するが、PoWでは勝者となるのは1ノードのみであり、その他の計算リソースは無駄となる。以上の過程で、膨大な電力消費を引き起こす⁽⁹⁾。そして、これらの電力が主として石炭や天然ガスに依存している場合には、大量の二酸化炭素やその他の温室効果ガスを排出することにつながる。

(2) ビットコインの温室効果ガス排出量

Cambridge Bitcoin Electricity Consumption Index というデータベースの統計によれば⁽¹⁰⁾、2015年におけるビットコイン産業の年間電力消費量はわずか3.62テラワット時(TWh)にとどまっていたが、10年後の2025年には188.56TWhにまで急増している。比較のために参照すると、2023年における南アフリカの国内年間電力消費量は195TWh、タイの国内年間電力消費量は215TWhであり、ビットコイン産業の電力消費規模は中規模国家の年間電力需要にほぼ匹敵することがわかる。

また、上記統計によれば、平均して、ビットコイン産業が消費する電力の約40%は石炭火力、約25%は天然ガスに依存しており、それに伴う二酸化炭素やその他の温室効果ガス排出量は著しく増加している。具体的には、2015年のビットコイン産業による年間温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算で1.96百万トン(MtCO_{2e})であったが、2025年には86.95MtCO_{2e}にまで急増しており、40倍以上の増加となっている。

従来の気候変動対策は、鉱業、製造業、発電産業などの伝統的な重工業からの温室効果ガス排出に注目してきたが、現在ではビットコインを代表とする新興の仮想通貨産業の排出量も無視できない規模に達していることがわかる。エネルギー集約型産業であるビットコインマイニングの拡大は、世界の二酸化炭素やその他の温室効果ガス排出の規制に新たな課題をもたらしており、仮想通貨産業におけるエネルギー構造の最適化は喫緊の課題となっている。

(9) 蔣万勝=朱曉蘭・前掲注(7)3-13頁。

(10) この段落で使用したデータは、Cambridge Bitcoin Electricity Consumption Index (CBECI) というデータベースに基づくものである。Cambridge CBECI, Cambridge Bitcoin Electricity Consumption Index, <https://ccaf.io/cbnsi/cbeci> (最終閲覧2025年11月30日)

なお、南アフリカおよびタイの国内年間電力消費量に関するデータについては、CBECIが引用するU.S. Energy Information Administration (EIA)の最新統計を参照した。U.S. Energy Information Administration (EIA), International Energy Statistics: Electricity Consumption, <https://www.eia.gov/international/data/world/electricity/electricity-consumption/> (最終閲覧2025年11月30日)

3. 中国におけるビットコイン等の仮想通貨のマイニングをめぐる気候変動訴訟の分析

(1) ビットコイン等の仮想通貨に関連する中国の国家政策の変遷

中国におけるビットコイン等の仮想通貨に対する規制措置は、概ね三つの段階に分けられる。すなわち、自由取引を認める段階、制限を加える段階、そして仮想通貨の取引・マイニングおよび新規仮想通貨プロジェクトを全面禁止する段階である⁽¹¹⁾。

第一段階は2013年末以前である。この期間において、中国はビットコイン等の仮想通貨の自由な取引を認めていた。当時、ビットコインは登場して間もない新興の事物であり、その潜在的リスクは社会に十分認識されておらず、国家も特段の規制措置を講じてはなかった。

第二段階は2013年末から2021年9月までである。この期間において、ビットコイン以外の仮想通貨が相次いで出現するなかで、仮想通貨市場における金融リスクや犯罪リスクが徐々に顕在化し、国家はビットコイン等の仮想通貨を対象とした各種の規制措置を段階的に導入し始めた。2013年の時点では、中国のビットコイン市場は極めて熱狂的であり、ビットコインを利用して犯罪活動を行うプラットフォームが少なくなかった。同年10月、かつて「国内第4位」と自称していたビットコイン取引サイト GBL が突然閉鎖され、運営者は資金を持ち逃げし、サイト利用者に2,000万円を超える経済的損失をもたらした。この事件は、中国における最初の大規模仮想通貨詐欺事件であり、社会に大きな衝撃を与えた⁽¹²⁾。同年12月以降、下記のとおり、中国政府はビットコイン等の仮想通貨を対象とした一連の制限的な国家政策を相次いで打ち出した⁽¹³⁾。

第三段階は2021年9月から現在に至るまでである。2021年9月、国家発展改革委員会等は連続して「仮想通貨「マイニング」規制に関する通知」（发改運行〔2021〕1283号）と「仮想通貨取引投機リスクの更なる防止・処置に関する通知」（銀發〔2021〕237号）を発表し、

(11) 李晶「“監管沙盒”視角下数字貨幣規制研究」電子政務11卷（2020年）74-85頁。

(12) 解放日報、「国内首起比特幣網站卷款跑路案告破 監管尚為空白」、<https://www.chinanews.com/fz/2013/12-04/5579138.shtml>（最終閲覧2025年11月30日）

第一財經、「比特幣交易網GBL 卷款跑路 500人受損或超2000萬元」、<https://m.yicai.com/news/3109448.html>（最終閲覧2025年11月30日）

(13) これらの国家政策に応じて一部の地方政府も積極的に対応し、同時期に一連の制限的な地方措置を打ち出した。例えば、北京市および上海市は2017年に管轄区域内の仮想通貨取引プラットフォームを閉鎖し、内モンゴル自治区は2021年に先駆けて仮想通貨マイニングプロジェクトの整理作業を開始した。

仮想通貨の取引・マイニングおよび新規仮想通貨プロジェクトを全面禁止するという方針を示した。現在も仮想通貨に対する規制措置は緩和されていない⁽¹⁴⁾。

これまで、中国は国家レベルでビットコイン等の仮想通貨に関連する国家政策を合計5件発表している。以下、本稿では、これらの文書について、発付された順にその内容を紹介する。

① 「ビットコインリスク防止に関する通知」(銀発〔2013〕289号)(2013年12月3日)

2013年12月3日、中国人民銀行などの5部門は共同で「ビットコインリスク防止に関する通知」(銀発〔2013〕289号)(以下「ビットコインリスク通知」)を発表した。当該通知は、ビットコインはその性質上、特定の仮想通貨であり、法定通貨と同等の法的地位を有しておらず、市場で通貨として流通・使用することはできず、またすべきではないと指摘している。現段階において、各金融機関および決済機関はビットコイン関連の業務を展開してはならないと規定されている。

② 「トークン発行による資金調達リスク防止に関する公告」(2017年9月4日)

2017年9月4日、中国人民銀行などの7部門は共同で「トークン発行による資金調達リスク防止に関する公告」(以下「ICOリスク公告」)を発表した。当該公告によれば、トークン発行による資金調達とは、資金調達主体がトークンの違法な発行・流通を通じて、投資家からビットコインやイーサリアムなどのいわゆる「仮想通貨」を調達する行為を指す。それは、本質的には無許可の違法な公募資金調達行為であり、違法なトークン証券販売、違法な証券発行、違法な資金調達、金融詐欺、マルチ商法などの違法犯罪行為に該当すると指摘している。いかなる組織・個人もトークン発行による資金調達活動に違法に従事してはならない。各金融機関および非銀行決済機関は、トークン発行による資金調達取引に関連する業務を展開してはならないと規定されている。

③ 「「仮想通貨」「ブロックチェーン」の名義による違法な資金調達リスクに関する注意喚起」(2018年8月24日)

2018年8月24日、中国銀行保険監督管理委員会などの5部門は共同で「「仮想通貨」「ブロックチェーン」の名義による違法な資金調達リスクに関する注意喚起」を発表し、関連リスクへの注意喚起を再度行った。

(14) 劉衛・前掲注(8)99-108頁。

④「仮想通貨「マイニング」規制に関する通知」（発改運行〔2021〕1283号）（2021年9月3日）

2021年9月3日、国家発展改革委員会などの11部門は共同で「仮想通貨「マイニング」規制に関する通知」（発改運行〔2021〕1283号）（以下「マイニング規制通知」）を発表し、下記のとおり述べている。仮想通貨の「マイニング」とは、専用の「マイニング機器」を用いて仮想通貨を計算・生産する過程を指し、そのエネルギー消費量および二酸化炭素排出量が大きく、国民経済への貢献度が低く、産業発展や科学技術の進歩などへの効果が限定的である。さらに、仮想通貨の生産・取引に伴うリスクが顕在化しており、その盲目的かつ無秩序な発展は、経済社会の高品質な発展および省エネ・排出削減に悪影響を与えている。仮想通貨の「マイニング」に対する規制は、中国の産業構造の最適化、省エネ・排出削減の推進、カーボンピークおよびカーボンニュートラル目標達成のために重要な意義を持つ。

また、当該通知では、新規仮想通貨プロジェクトに関する投資・建設を厳禁している。具体的には、①新規仮想通貨「マイニング」プロジェクトを対象として、エネルギー消費の総量および強度に対する制限を強化すること、②仮想通貨「マイニング」を淘汰対象産業に指定すること、③データセンターの名義による仮想通貨「マイニング」を禁止すること、④データセンター関連企業の信用監督を強化すること、⑤仮想通貨「マイニング」企業の電力契約申請およびエネルギー使用を厳格に制限すること、⑥新規仮想通貨「マイニング」プロジェクトへの財政・税収・金融の支援を禁止することを内容とする。

⑤「仮想通貨取引投機リスクの更なる防止・処置に関する通知」（銀発〔2021〕237号）（2021年9月15日）

2021年9月15日、中国人民銀行などの10部門は共同で「仮想通貨取引投機リスクの更なる防止・処置に関する通知」（銀発〔2021〕237号）（以下「取引投機リスク通知」）を発表した。当該通知は、仮想通貨および関連業務活動の本質的属性を明確化する。

すなわち、①仮想通貨は法定通貨と同等の法的地位を有しないこと、②仮想通貨関連業務活動は違法な金融活動に該当すること、③海外の仮想通貨取引所がインターネットを通じて中国国内の居住者にサービスを提供することも違法な金融活動に該当すること、④仮想通貨の投資・取引への参加には法的リスクが伴うこと（法人、非法人組織及び自然人が仮想通貨及び関連デリバティブに投資し、公序良俗に反する場合には、関連民事法律行為は無効となり、これにより生じた損失は自己責任で負担すべきものとされる。金融秩序の破壊や金融安全への危害の疑いがある場合、関係部門が法に基づき調査し処分を行う。）である。

また、当該通知は、多角的かつ多層的なリスク防止・処置システムの構築を規定している。すなわち、①金融機関および非銀行決済機関は、仮想通貨関連業務活動に対してサービスを提供してはならないこと、②仮想通貨関連のインターネット情報内容およびアクセスの管理を強化すること、③仮想通貨関連の市場主体の登録および広告管理を強化すること、④仮想

通貨関連の違法な金融活動を厳格に取り締まること、⑤仮想通貨関連の犯罪活動を厳格に取り締まること、⑥業界の自主規制を強化することである。

以上が、ビットコイン等の仮想通貨に関連する5件の国家政策の概要である。気候変動対策の観点からみると、2021年9月3日の「マイニング規制通知」は、政策上の重要な転換点であった。これ以前、中国人民銀行等は主に仮想通貨の取引における潜在的な金融リスクについて注意喚起を行っていた。しかし、当該通知は、仮想通貨のマイニングにおけるエネルギー消費量および二酸化炭素排出量が大きいという問題を初めて明確に取り上げたものである。

2021年9月という時点において、中国が環境保護の観点から仮想通貨のマイニングを全面禁止したのは、ほぼ同時期に起きた下記の諸要因が関係していた可能性があると推測される。第一に、中国は2020年9月に「2030年カーボンピーク・2060年カーボンニュートラル」の気候目標を正式に公表しており、エネルギー消費量および二酸化炭素排出量が大きい仮想通貨のマイニングは、より厳格な規制を受ける必要があった⁽¹⁵⁾。第二に、2021年1月1日に施行された「中華人民共和国民法典」第9条は、グリーン原則を確立し、「民事主体は、民事活動に従事するとき、資源の節約・生態環境の保護に資するようにしなければならない」と規定している。本条は仮想通貨のマイニングを直接禁止するものではないが、エネルギー消費量および二酸化炭素排出量が大きい仮想通貨のマイニングは、本条が掲げる資源の節約・生態環境の保護という理念に明らかに反している⁽¹⁶⁾。

(2) 関連する民事法規とその解釈

現在、中国法上、ビットコイン等の仮想通貨について定めた民事法規は存在しない。しかし、仮想通貨のマイニングをめぐる民事契約紛争事件において、一部の裁判所は、上記の国家政策を裁判の根拠として、契約の無効を認定している。

具体的な事件の分析に入る前に、まず、これらの事件に適用される中国の民事法規を概観する。以下、順に「中華人民共和國契約法」(1999年)(以下「契約法」)、「中華人民共和國民法通則」(2009年改正)(以下「民法通則」)、「中華人民共和國民法総則」(2017年)(以下「民法総則」)、「中華人民共和國民法典」(2021年)(以下「民法典」)⁽¹⁷⁾における民事法律

(15) 朱政徳＝胡泳「中国互聯網綠色転型的生成邏輯、演化進程与総体特征(1994－2023)」伝媒觀察10巻(2023年)23-33頁によれば、中国は2021年から「インターネット関連産業の全面的なグリーン転換」を進めつつあり、「マイニング規制通知」はそれに関連する重要な政策措置と位置付けられる。

(16) もっとも、後述(3)(2)イ(ウ)するように、グリーン原則は2017年の民法総則で既に述べられていた。

(17) 中国における民法典編纂作業では、「二段階アプローチ」、すなわち、「まず、第一段階として民法総則を制定して民法典総則編とし、次に、第二段階として民法典各分編を編纂し、全国人大常務委

行為の無効、公序良俗原則、グリーン原則に関する条文とその解釈について紹介する。

ア 関連する民事法規

1999年に施行された契約法第7条は、「当事者が契約を締結し、及び履行するときは、法律及び行政法規を遵守し、社会公德を尊重し、社会経済秩序を乱し、又は社会公共利益を害してはならない」と規定している。第52条は、「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約は無効とする。……（四）社会公共利益に損害を与える場合、（五）法律又は行政法規の強行規定に違反している場合」と規定している。

2009年に改正された民法通則第7条は、「民事活動は、社会公德を尊重し、社会公共利益を害し、又は社会経済秩序を乱してはならない」と規定している。第58条は、「以下に掲げる民事行為は、無効とする。……（五）法律又は社会公共利益に違反するもの、……。」と規定している。

2017年に施行された民法総則および2021年に施行された民法典総則編は、主要条文の内容がほぼ同一である。民法典総則編は、概ね民法総則の内容を承継・吸収しつつ、民法総則を基礎に一定の調整を加えたものである。両法とも、第8条は、「民事主体は、民事活動に従事するとき、法律に違反してはならず、また、公序良俗に反してはならない」と規定している。第9条は、「民事主体は、民事活動に従事するとき、資源の節約・生態環境の保護に資するようにしなければならない」と規定している。第153条第1項は、「法律又は行政法規の強行規定に違反する民事法律行為は、無効とする。ただし、当該民事法律行為が当該強行規定により無効とされないものは、この限りでない。」、第2項は「公序良俗に反する民事法律行為は、無効とする」と規定している⁽¹⁸⁾。

員会審議による修正・整備を経た後、民法総則と合体させた完全な民法典草案とする方針」がとられた（白出博之「中国民法典の制定について（1）」ICD NEWS 85号（2020年）23-24頁）。民法通則（1986年施行、2009年改正）は、当時の中国がまだ民法典を制定する条件を十分に備えていなかった状況下で、まず民事基本法の枠組みを構築することを目的として制定されたものであった。そのため、同法には総則的性質の条文と個別分野の一部に関する条文が併存していた。契約法（1999年施行）は、契約分野に関する単行法として制定されたものであった。民法総則（2017年施行）は、民法通則の総則的性質の条文を吸収した上で、補充・発展させたものであった。上記のとおり、民法通則には個別分野に関する条文も含まれていたため、民法総則施行後も、民法通則は暫定的に廃止されず、両者は並行して適用された。民法典（2021年1月1日施行）は、主要な民事単行法を統一された法典に統合した。これにより、従来の民法通則、契約法、民法総則などは正式に廃止された。

(18) 中華人民共和国民法典の日本語訳は原則として、以下に従った。渠濤訳（道垣内弘人、田澤元章、宇田川幸則監修、大村敦志編集協力）「中華人民共和国民法典-1：対照条文編」（商事法務・2022年）。

イ 民法典第153条第1項・第2項等の解釈

(ア) 民事法律行為の無効

契約法第52条、民法通則第58条、民法総則第153条、民法典第153条は、民事法律行為の無効を規定している。以下、現行の民法典第153条第1項・第2項がどのように解釈されているかを紹介する。

まず、第153条第1項に規定される「法律又は行政法規の強行規定」の意義について、ここで言う「法律」とは、全国人民代表大会又はその常務委員会によって制定され、国家主席が署名のうえ主席令として公布する文書を指し、「行政法規」とは、國務院によって制定され、國務院令として公布する文書を指すとされている⁽¹⁹⁾。以上から明らかになるのは、地方性法規、部門規章、国家政策⁽²⁰⁾などの文書は、本条がいう「法律」又は「行政法規」の範囲には含まれず、第153条第1項の直接的適用の根拠とはならない、ということである。また、「強行規定」の意義について、最高人民法院は、本条第1項の二つの「強行規定」のうち、同項本文にいう「強行規定」は契約の無効を導くものであるから、その性質上効力規定に属し、但書にいう「強行規定」は管理規定を指すものであるとしている⁽²¹⁾。

第153条第2項に規定される公序良俗の内容については、(イ)で検討するが、ここではまず、第1項と第2項の関係について整理しておく⁽²²⁾。最高人民法院は第153条第2項の適用方法の解説において、同条第2項を正確に適用するためには、それを同条第1項と区別する必要があると指摘している。両者は契約無効の規則として、いずれも外部規範等を契約の効力判断に導入するという性質を有している。第153条第1項は民法典契約編以外の強行規定を契約の効力判断に導入するものであり、第153条第2項は法律原則⁽²³⁾や法外の道徳を契約の効力判断に導入するものである。第2項が導入するのはより抽象的な法律原則、さらには法

(19) 章劍生『現代行政法総論（第2版）』（法律出版社・2019年）59-60頁。立法法第23条・第41条、第72条-第79条参照。

(20) 地方性法規とは省、自治区、直轄市の人民代表大会及びその常務委員会が制定する法規である（日本における条例に対応する）（立法法第80条）。部門規章とは、國務院各部、委員会、中国人民銀行が制定する規則である（立法法第91条）。これに対して国家政策は法規範性はない（後述4(2)イ参照）。

(21) 最高人民法院『中華人民共和国民法典総則編理解与适用下』（人民法院出版社・2020年）755-756頁。ここで述べられている「効力規定」と「管理規定」の区別は、日本で言う「効力規定」と「取締規定」の区別に対応すると考えられる（佐久間毅『民法の基礎1総則（第5版）』（有斐閣・2020年）183-184頁参照）。

(22) 第153条第1項と第2項の区別は、日本民法典における第91条と第90条の区別にほぼ対応すると考えられる。

(23) ここで最高人民法院が言う「法律」は第153条第1項でいう「法律」とは異なり、形式的意味の法律ではないと考えられる。

外の道徳であるため、第1項に比べて不確定性が高い。より抽象的な一般条項への「逃避」現象を回避するため、契約無効を審査する際には、まず強行規定違反の有無を審査すべきであり、強行規定が存在しない場合にのみ第153条第2項を適用できる。すなわち、第153条第1項で契約無効を認定できる場合には、できるだけ第153条第2項を用いて契約無効を認定することを避けるべきである、とされている⁽²⁴⁾ ⁽²⁵⁾。

(イ) 公序良俗原則

契約法第7条、民法通則第7条、民法総則第8条、民法典第8条は、公序良俗原則を規定している。

公序良俗とは、「公共の秩序」と「善良の風俗」の総称であり、前者は国家の視点から定義され、後者は社会の視点から定義されるという説明が一般的である⁽²⁶⁾。

日本ではこのような二元的区別は必ずしもとられていない。「民法典が制定された当時は、「公の秩序」と「善良の風俗」を区別しており、「公の秩序」とは行政、警察、司法など国の制度に関わる事柄を、「善良の風俗」とは性風俗に関わる事柄と考えられていた。(中略)ところが、その後の判例・学説において、「公の秩序」と「善良の風俗」の二つの概念は必ずしも区別されないようになり、両者をあわせて「公序良俗」と呼び、公序良俗とは社会的妥当性のことでありとされるにいたった」とされる⁽²⁷⁾。

一方、中国では、日本と異なり、最高人民法院が編纂した民法典注釈書⁽²⁸⁾、民法学者が執筆した民法教科書⁽²⁹⁾、あるいは憲法学者が発表した関連論文⁽³⁰⁾において、公序良俗の内容を論じる際には、例外なく「公共の秩序」と「善良の風俗」が区別されている。中国法におい

(24) 最高人民法院・前掲注(21)764頁。

(25) 最高人民法院が第153条第1項と第2項を区別して適用すべきであると強調する解説とは異なり、両者を一体として理解すべきであると主張する学説も存在する。黄忠教授は、民事法律行為の効力審査において、公序良俗こそが核心的な判断基準であると位置付け、第153条第1項と第2項を分離することはできないとする。そして、法律・行政法規の強行規定への違反を、広義の公序良俗違反の範囲に包含し得ると主張する(黄忠「《民法典》第153条的邏輯与統造」中国法律評論1卷(2025)106-124頁)。なお、日本民法においても、伝統的には法令違反(91条)と公序良俗違反(90条)の根拠条文が区別されていたが、「最近では、両者ともに90条によって無効が導かれるとする(中略)見解が有力である」とされる(佐久間毅・前掲注(21)182頁、186頁以下参照)。黄・前掲122-123頁も日本民法の最近の見解を参照している。

(26) 王利明『民法上冊(第10版)』(中国人民大学出版社・2023年)46頁。

(27) 佐久間毅・前掲注(21)189頁。

(28) 最高人民法院『中華人民共和國民法典總則編理解与適用上』(人民法院出版社・2020年)72頁。

(29) 王利明・前掲注(26)46-47頁。

(30) 李想「論憲法視角下公序良俗的規範性認定」環球法律評論47卷1号(2025年)57-68頁。

ては、「公共の秩序」と「善良の風俗」は明確に区別された独立の概念であると考えられる。

前者の「公共の秩序」とは、社会の存続及びその発展に必要な一般的秩序を指す。公共の秩序の内容は、主に法律・行政法規によって明確に規定された強行規定によって構成されており、これらの強行規定に違反する場合は公共の秩序の違反とみなされる。しかし、法律・行政法規の内容が私法分野におけるすべての行為を全面的にカバーすることは不可能である。このような明文の法規がない状況下では、公共の秩序は、個人利益と他者利益、個人利益と社会利益、個人利益と国家利益を調和させる重要な私法上の原理として機能する。

後者の「善良の風俗」とは、社会の存続及びその発展に必要な一般的道徳を指すとされる。善良の風俗は道徳規範の一種として社会全体の構成員によって広く認められ、遵守されている。公共の秩序と比較すると、善良の風俗は慣習法や道徳規範により近く、通常言われる「伝統的美徳」を含むだけでなく、地域で長く受け継がれてきた優れた習俗も含まれる⁽³¹⁾。

初期の中国の民法法においては、「公序良俗」という概念は明確に採用されておらず、その代わりに「社会道徳」、「社会公共利益」、「社会経済秩序」という用語が用いられていた。2017年に施行された民法総則において、初めて正式に「公序良俗」という概念が導入された。これについて、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会の黄薇副主任は次のように解釈している。すなわち、民法通則における「社会公德を尊重し、社会公共利益を害し、又は社会経済秩序を乱してはならない」という条文について、全国人民代表大会常務委員会による立法解釈⁽³²⁾では、より簡潔な表現として「公序良俗」がすでに使用されてきた。また、公序良俗は民法の基本原則として高度に抽象的な法規範であり、普遍的に適用可能である。善良の習俗の具体的内容や範囲については、この規定があくまで包括的・補充的なものであり、法律規定の不十分な部分を補うことを目的としているため、司法機関が個別事件において具体的状況に応じて判断することがより科学的かつ合理的である。各方面から寄せられた意見を踏まえ、民法総則では、「民事主体は、民事活動に従事するとき、法律に違反してはならず、また、公序良俗に反してはならない」と規定された。民法典総則編も、この規定を維持している⁽³³⁾。

黄薇副主任が述べるような立法の経緯に照らすと、従来用いられてきた「社会公德」、「社会公共利益」、「社会経済秩序」という概念は、現在の「公序良俗」を構成する要素と理解で

(31) 魏振瀛『民法（第9版）』（北京大学出版社・2024年）22-23頁。

(32) 全国人民代表大会常務委員会『関于〈中華人民共和國民法通則〉第九十九条第一款、〈中華人民共和國婚姻法〉第二十二條的解釋』（2014年11月1日）。

(33) 黄薇『中華人民共和國民法典總則編解讀』（中国法治出版社・2020年）23-24頁。なお、黄薇副主任は、本條の解説で（他の文献の多くと異なり）「善良の習俗」という表現を一貫して用いている。「風俗」と「習俗」を意識的に区別していると思われる。

きるだろう。

また、公序良俗の類型について、最高人民法院はそれを10種類に分類している。すなわち、(1) 国家公共秩序を害するもの、(2) 家庭関係を害するもの、(3) 道徳に反するもの、(4) 射幸行為、(5) 人権および人格の尊厳を侵害するもの、(6) 経済的自由を制限するもの、(7) 公正競争に反するもの、(8) 消費者保護に反するもの、(9) 労働者保護に反するもの、(10) 暴利行為である⁽³⁴⁾。これに対して、日本における公序良俗の伝統的な類型論は以下の7種類を挙げる。すなわち、(i) 人倫に反するもの、(ii) 正義の観念に反するもの、(iii) 他人の無思慮・窮迫に乗じて不当の利益を博する行為、(iv) 個人の自由を極度に制限するもの、(v) 営業の自由の制限、(vi) 生存の基盤たる財産の処分、(vii) 著しく射倖的なものである⁽³⁵⁾。

これらを比較すると、中国の公序良俗の分類における(1)(7)(8)(9)は、日本の公序良俗の分類と直接対応させることが困難である。もともと、近年の日本においても、公序良俗違反として争われる行為の典型が、伝統的な道徳観に反する行為から、経済活動に関する行為に移ってきているという傾向が見られる⁽³⁶⁾。とはいえ、上記の相違点の中でも、(1)は特殊であり、市民社会内在的性格ではなく明らかに公法的性格を有している。江必新教授の見解によれば、公序良俗における公共秩序の部分には、社会公共利益と国家利益が含まれる。社会公共利益は公共秩序を指し、国家利益は中国法上における特殊な公共秩序である⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾。(1)は社会公共利益のみならず、国家利益も包含していると考えられる。

(ウ) グリーン原則

民法総則第9条、民法典第9条は、グリーン原則を民法の基本原則の一つとして規定した。グリーン原則には、資源の節約および生態環境の保護という二つの内容が含まれている。グリーン原則は、実質的には環境保護に関する憲法上の規定を具体化するものである。また、グリーン原則を民法の基本原則として位置付けることは、中国が人口大国であり、人と資源・生態との矛盾を長期的に適切に調整する必要があるという国情にも合致している⁽³⁹⁾。

最高人民法院は、グリーン原則の条文が、「資する」という表現を採用している点を指摘している。これは、公平原則・誠信原則・公序良俗原則などの規定で用いられる「厳守しな

(34) 最高人民法院・前掲注(28)73-74頁。

(35) 我妻栄『新訂民法総則』(岩波書店・1968年)272-282頁。

(36) 佐久間・前掲注(21)194頁。

(37) 江必新『中華人民共和国民法典適用与実務講座上册』(人民法院出版社・2020年)66頁。

(38) なお、民法典第132条は「権利濫用の禁止」原則とし、「国家利益」と「社会公共利益」を区別している。

(39) 黄薇・前掲注(33)26頁。

なければならない」や「違反してはならない」という表現とは異なり、本条が奨励の原則、すなわち当事者に特定の行動様式を採用するよう提唱する原則であることを示している。この点については、民法典第 153 条にも表れている。民法典第 153 条はグリーン原則への言及を避け、「公序良俗に反する民事法律行為は、無効とする」と明記しているのみである。つまり、現段階では、法律・行政法規の強行規定が欠如している状況において、裁判所が民事法律行為の無効を認定するために、グリーン原則のみを根拠とすることはできず、公序良俗に反するということを援用する必要がある。

ただし、劉長興教授の見解によれば、司法実務においては、法解釈を通じて契約にグリーン原則の要求を反映させ、当事者の行為を規律・拘束することで、「資源の節約・生環境の保護に資する」ことを確保することが可能である。例えば、公共利益の解釈を通じて環境公共利益の侵害を契約無効の条件とすることができる。これは、契約法におけるグリーン原則を実現するための重要なアプローチである⁽⁴⁰⁾。公序良俗原則と比較すると、奨励の原則としてのグリーン原則の役割は確かに限定的であると考えられる。しかし、将来的には、科学技術の進歩に伴い、新たな環境問題が次々と出現する可能性がある。本稿が注目する仮想通貨のマイニングもその一例である。グリーン原則の奨励的原則としての性質を生かして、法解釈を通じて同原則と公序良俗原則を結びつけることにより、グリーン原則の適用を確保すると同時に、公序良俗原則にもより多くの適用可能性を提供することになると考えられる。

4. 具体的な訴訟事件の分析

(1) 仮想通貨に関連する訴訟事件の概要

2013年前後、中国では仮想通貨に関連する刑事事件が出現し始めた。2018年以降になると、ビットコイン等の仮想通貨に関連する民事事件が数多く現れるようになった。この動向は、2017年9月4日の「ICO リスク公告」によりトークン発行が全面的に停止されたこと、そして、中国が2017年9月以降、各地の仮想通貨取引所を相次いで閉鎖し始めたことに関連している可能性がある。

データベース「威科先行」においてビットコイン等の仮想通貨に関する民事事件を検索したところ、その件数は極めて多く、2025年11月時点で計3,888件に上ることが確認できた。そのうち約92%に当たる3,232件が契約または準契約⁽⁴¹⁾に関する紛争である。さらに契約紛

(40) 劉長興「論“綠色原則”在民法典合同編的實現」法律科学（西北政法大學學報）36卷6号（2018年）131-140頁。

(41) 準契約とは、双方の合意に基づくものではない（したがって、契約ではない）が、法律が、公平原則に基づき、当事者間が契約と同様に権利義務を負うべきと認める法律関係を指し、民法典第3編

争の内訳を見ると、賃貸借契約関連事件が828件⁽⁴²⁾、売買契約関連事件が472件⁽⁴³⁾、委任契約関連事件が403件⁽⁴⁴⁾などに細分化できる。そして、気候変動問題は、仮想通貨のマイニングと密接に関連していることから、「マイニング」をキーワードとして契約紛争事件の再検索を行った結果、計402件の関連事件が抽出された。本稿は、これら402件の訴訟の要旨を概観した上で、検討対象とすべき典型的な裁判例を選定した。

近年、ビットコイン等の仮想通貨のマイニングをめぐる民事契約紛争事件が増加するなか、全国の下級審裁判所における関連事件の適切な審理を促進するため、最高人民法院は2024年3月7日付「人民法院報」第7面に「法答網⁽⁴⁵⁾ 精選答問（第二批）」を掲載した。当該答問は、ビットコイン等の仮想通貨のマイニングに関連する紛争について、2021年9月3日（「マイニング規制通知」の発布日にあたる）を基準時点として区別して取り扱うべきであるとする。すなわち、当該時点以後に締結された契約は無効と認定されるべきであり、当該時点以前に締結された契約については、その効力を一概に否定するのではなく、「民法典」の契約

「契約」第3分編において規定されている。事務管理（無因管理）と不当利得が含まれる。

- (42) 典型的には、被告が原告から仮想通貨の購入資金を借り入れ、期限が到来しても被告が原告への返済をしなかったため、原告が返済を求めて裁判所に提訴するというものである。たとえば、広東省遂溪县人民法院（2025）粵0823民初4752号民事判決書。
- (43) 典型的には、原告が被告と契約を締結し、仮想通貨やマイニング機器を購入するというものである。原告の主な請求内容は、被告に対する契約の履行請求、既払金の返還請求、または損害賠償請求などである。たとえば、河南省西華县人民法院（2025）豫1622民初3386号民事判決書。
- (44) 典型的には、原告が被告に仮想通貨の購入または保有を委託し、利益分配または固定収益を約束するというものである。原告は、被告が合意通りに仮想通貨を購入しなかったこと、または被告の無断操作により投資損失が発生したことなどのため、原告が資金の返還または損害賠償を求めて裁判所に提訴する。たとえば、陝西省西安市未央区人民法院（2025）陝0112民初14372号民事判決書。
- (45) 「法答網」は、最高人民法院が全国の各級裁判所の職員向けに提供する、法律政策相談・裁判業務指導・学習交流のための内部プラットフォームである。職員は本プラットフォームを通じて、裁判業務・法律適用・事件処理手続・司法政策等に関するオンライン相談が可能である。回答者は法律及び司法解釈に厳格に基づき、規定期間内に意見を提出し、業務部門責任者の審査を経ることで、回答の正確性と権威性を確保する。相談は法律適用に関する問題に限定され、具体的な事件には関与せず、回答は学習・研究・参考の目的のみに用いられる。

国民の司法ニーズに応え、裁判の公正性と効率性を高めるため、最高人民法院は「法答網」を最大限に活用し、優れた質疑応答事件の選定を実施するとともに、「人民法院報」などのメディアを通じて代表的な法律適用問題を公表している。この取り組みは、法律適用の統一を強化し、「法答網」の疑問解消・交流機能を発揮させることを目的としている。同時に、「人民法院報」は「法答網精選答問」コーナーを設け、これらの選定された質疑応答を集中的に掲載している。（最高人民法院「法答網精選答問（第一批）」、<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/426272.html>（最終閲覧2025年11月30日））

効力に関する規定と個別の事実関係を踏まえて判断すべきであるとしている⁽⁴⁶⁾。しかし、実際の裁判例をみると、紛争契約が2021年9月3日以前に履行済みであったために裁判所が当該契約を有効と認定した一部の例外を除き⁽⁴⁷⁾、ほとんどの事件においては、裁判所は、契約が2021年9月3日前に締結されたものであっても、国家が2013年以降、関連政策を段階的に公布してきたことから、当事者はそのリスクを十分認識すべきであったとして、紛争契約を無効と判示している。

民事法律行為無効を規定する民法典第153条を踏まえ、本稿では、ビットコイン等の仮想通貨のマイニングをめぐる民事契約紛争事件を以下の2類型に区分する。すなわち、第153条第1項に照らし、法律・行政法規の強行規定に違反したとして無効とされたもの(①②)。以下の(2)で検討する。)、第153条第2項に照らし、公序良俗に反したとして無効とされたもの(③④⑤⑥)。以下の(3)で検討する。)の2類型である。後者の類型は、裁判所の説示に応じて、以下の2類型に細分できる。すなわち、ア裁判所が公序良俗のみを引用して説示した事件(③④)、イ裁判所が公序良俗を引用する際に、グリーン原則を補助的手段として法解釈を行った事件(⑤⑥)の二つである。本稿では、上記の各類型につき、それぞれ代表的な2件の事件を選定して検討する。

(2) 第153条第1項に照らし、法律・行政法規の強行規定に違反したとして無効とされた事件 ア 事件の概要

① 潘某某対雷某某契約紛争事件⁽⁴⁸⁾

2021年11月、原告X(潘某某)は被告Y(雷某某)からマイニング機器を購入し、その対価として仮想通貨USDTによる支払いを行った。その後、双方はマイニング機器の精算価格をめぐる紛争を生じたため、XはYに対し、一部の仮想通貨USDTの返還およびマイニング機器の引渡しを求めて訴えを提起した。

(46) 最高人民法院「法答網精選答問(第二批)」人民法院報第7版刊、<https://www.rmfb.com/?id=919336&p=1390100340> (最終閲覧2025年11月30日)

(47) たとえば、江西省南昌市紅穀灘区人民法院(2023)贛0113民初17011号民事判決書。2021年6月、原告は被告と代理購入及び保管委任契約を締結し、仮想通貨マイニング機器を購入した。その後、原告は契約が民法典第9条及び国家政策に違反し、社会公共利益を損ない、公序良俗に反するため無効であると主張し、被告に対し代金の返還を求めた(原告が上記訴訟請求を提起した理由は、国家による仮想通貨のマイニングを禁止した後、マイニング機器を保有することが自身に不利な影響を与えることを懸念し、マイニング機器を被告に返還し、支払った代金を回収したいと考えたためであると推測される)。裁判所は、原告が代金を全額支払い、設備が実際に引き渡されており、契約締結時点において国家政策に違反せず、公序良俗にも反しないことを認定し、原告の請求を棄却した。

(48) 湖南省郴州市中级人民法院(2024)湘10民終613号二審民事判決書。

本件契約の効力に関して、控訴審裁判所は以下の判決を下した。

「まず、中国人民銀行等は「投機リスク通知」（銀発〔2021〕237号）を発表し、ビットコインやイーサリアム等の仮想通貨は法定通貨と同等の法的地位を有しておらず、市場で通貨として流通・使用することはできないことを強調した。また同通知では、仮想通貨の交換、仮想通貨取引のマッチングサービスの提供等の仮想通貨関連業務はすべて違法な金融活動に該当し、一律に厳格に禁止されるとともに、法に基づき厳正に取り締まることが明示されている。さらに、法人、非法人組織及び自然人が仮想通貨及び関連デリバティブに投資し、公序良俗に反する場合には、関連民事法律行為は無効となり、これにより生じた損失は自己責任で負担すべきものとされる。XとYは仮想通貨USDT（テザーコインとも呼ばれる）で支払いを行った。仮想通貨USDTは法定通貨ではなく、両者の取引は違法な金融活動に該当するため、その民事法律行為は無効である。次に、国家発展改革委員会等は「マイニング規制通知」を発表し、仮想通貨の「マイニング」活動とは専用のマイニング機器（以下、「マイニング機」という）を用いて仮想通貨を計算・生産する過程を指すということを明確にした。この活動はエネルギー消費や二酸化炭素排出量が大きく、国民経済への貢献度が低く、産業発展や科学技術の進歩などへの効果も限定的である。また、仮想通貨の生産・取引に伴うリスクも顕在化しており、盲目的かつ無秩序な発展は経済社会の高品質な発展および省エネ・排出削減に悪影響を与えている。XがYから購入したS19XP型マイニング機は仮想通貨生産専用のマイニング機であり、「マイニング」行為はグリーン開発の理念に適合せず、国家関連部門は新規仮想通貨プロジェクトに関する投資・建設を厳格に禁止していることから、両者によるS19XP型マイニング機の売買は民事法律行為として無効である。以上のことから、本件契約は法律又は行政法規の強行規定に違反しており、第一審裁判所が契約を無効と認定したことに不当はなく、本裁判所もこれを確認する。」

② 苟某・閔某对余某・朱某手付金契約紛争事件⁽⁴⁹⁾

2023年3月、原告X1（苟某）・X2（閔某）は、ビットコインのマイニングを行うため、被告Y1（余某）・Y2（朱某）と「サーバー設備管理委任契約」を締結した。契約では、Y1が設備の設置場所および電力供給を提供し、X1・X2は手付金8万円を支払うことが定められていた。設備は設置・稼働した後、Y1と第三者との紛争によって移転された。契約の目的が達成不能となったとして、X1・X2はY1・Y2に対し、契約解除の意思表示を行い、手付

(49) 新疆生産建設兵団第（農）一師中級人民法院（2025）兵01民終256号民事判決書。

金の倍額返還を求めて訴えを提起した。

控訴審裁判所は本件契約を無効と判断して、X1・X2の請求を棄却した。

「中華人民共和国民法典」第9条は、民事主体は、民事活動に従事するとき、資源の節約・生態環境の保護に資するようにしなければならないと規定している。ビットコインは仮想通貨に属し、仮想通貨の「マイニング」とは、専用のマイニング機器を用いて仮想通貨を計算・生産する過程を指し、そのエネルギー消費量および二酸化炭素排出量が大きく、国民経済への貢献度は低く、産業発展や科学技術の進歩などへの効果も限定的である。さらに、仮想通貨の生産・取引に伴うリスクも顕在化しており、その盲目的かつ無秩序な発展は、経済社会の高品質な発展や省エネ・排出削減の推進に悪影響を与えている⁽⁵⁰⁾。

「産業構造調整指導目録（2024年版）」では、仮想通貨マイニング事業を「淘汰類」に分類し、「国务院による<産業構造調整促進暫定規定>実施に関する決定」（国発〔2005〕40号）に基づき投資を禁止している⁽⁵¹⁾。本件において、当事者双方が行ったビットコインのマイニング活動は、国家により投資が禁止された経済活動に該当する。「中華人民共和国民法典」第153条は、「法律又は行政法規の強行規定に違反する民事法律行為は、無効とする」と規定している。ビットコインのマイニング活動は国家の法律又は行政法規の強行規定に違反しているため、無効とされ、本件「サーバー設備管理委任契約」は無効契約に該当する。」

イ 事件の分析

事件①および事件②において、裁判所はいずれも契約無効の認定根拠として民法典第153条第1項を引用した。事件①では、裁判所は、原告と被告の間での仮想通貨取引行為およびマイニング機器売買行為が、それぞれ「取引投機リスク通知」および「マイニング規制通知」に違反すると判断した。事件②においては、裁判所は国家发展改革委員会の「産業構造調整指導目録（2024年版）」に基づき、仮想通貨マイニングプロジェクトが「淘汰類」に該当すると認定した。最終的に、裁判所はいずれの行為も法律又は行政法規の強行規定に違反するため無効であると判断した。

しかしながら、上記の3(2)イ(ア)のとおり、第153条の適用範囲は法律又は行政法規

(50) 筆者の判断で段落を改めた。

(51) 「産業構造調整指導目録（2024年版）」は国家发展改革委員会により発出された部門規程であり、国家レベルの産業構造調整に関する指導的政策が示されている。「国务院による<産業構造調整促進暫定規定>実施に関する決定」（国発〔2005〕40号）は国务院により発出されているが、行政法規には含まれない文書である。

に厳格に限定されており、本件において裁判所が引用した文書は本質的に国家政策に属し、法律又は行政法規ではない。したがって、裁判所が判決において国家政策を直接の根拠として契約無効を認定したことは、第153条の規定内容に反する。契約無効の結論は実質的に社会公共利益及び政策目標と合致しているため、判決の結論に異論はないが、判決理由には疑問がある。

また、裁判所が判決においていかなる文書を引用すべきかという点について、最高人民法院は2009年に「裁判文書における法律・法規等の規範性法律文書の引用に関する規定」（法釈〔2009〕14号）を発表した。当該司法解釈の第4条は、民事裁判文書においては「法律、法律解釈または司法解釈」を引用しなければならないが、適用すべき行政法規、地方性法規および自治条例、単行条例⁽⁵²⁾については直接引用することができるものと規定している。第6条は、本規定第3条、第4条、第5条に規定されていないその他の規範性文書についても、審査のうえ合法かつ有効であると認定される場合には、裁判の説示の根拠として引用できると規定している。

しかし、国家政策は裁判の法的根拠として用いることはできなくても、司法実務において依然として重要な役割を果たしている。彭中礼教授が指摘するように⁽⁵³⁾、経済社会の急速な発展を背景に、法律・法規は社会の変化に遅れをとっており、国家政策は柔軟な制度的ツールとして、新たな問題にタイムリーに対応することができ、特に複雑な社会的利益関係を調整する際に不可欠である。仮想通貨のマイニングはそのような問題の典型例である。2013年から2021年にかけて、国家は複数の政策文書を通じて仮想通貨のマイニングに対する規制の方向性を段階的に明確化し、社会公共利益を保護する比較的具体的な政策システムを構築した。これに対して、法律がこれほど具体的な問題を迅速かつ詳細に取り扱うことは難しい。

したがって、判決において裁判所は国家政策を裁判の直接の根拠とすべきではないが、その存在を完全に無視することも妥当でない。以下で紹介する事件では、裁判所は第153条第2項の「公序良俗」の判断において国家政策を参照しているが、これらは、裁判において国家政策を考慮に入れるための適切なルートを示していると考えられる。

(3) 第153条第2項に照らし、公序良俗に反したとして無効とされた事件

3 (2) イ (イ) で見たように、中国の民法においても、公序良俗に反する民事法律行為は、無効となる（民法典第153条第2項）。本稿の検討対象であるビットコイン等の仮想通貨のマ

(52) 民族自治地方の人民代表大会は、当該地域における民族の政治・経済・文化上の特性に応じて、自治条例および単行条例を制定する権限を有している。自治条例及び単行条例は、民族自治地方の人民代表大会が制定するものである（立法法第85条）。

(53) 彭中礼「中国法律語境中的国家政策概念」法学研究45巻6号（2023年）19-36頁。

イニングをめぐる民事契約紛争事件において、初期の事件では、裁判所はこれらの民事法律行為が金融秩序を乱し、社会公共利益を損ない、公序良俗に反するとして無効と判断することが多かった。

その後、グリーン原則が民法典に規定され、民法の基本原則の一つとなったことを背景に、後の事件においては、大部分の裁判所が公序良俗原則を援用する際に、グリーン原則について補助的に言及して法解釈を行う傾向が強まっている。その結果、公序良俗の内容は、従来の金融秩序の維持などから、生態環境の保護までに拡張されるようになった。

これを踏まえ、本稿では、公序良俗に反したとして無効とされた事件をさらに以下の2類型に細分する。すなわち、ア裁判所が公序良俗のみを引用して説示した事件、イ裁判所が公序良俗を引用する際に、グリーン原則を補助的手段として法解釈を行った事件の二つである。

多くの裁判例では、民事法規や国家政策の列挙にとどまり、仮想通貨のマイニングがどのように社会公共利益を損なったり、公序良俗に反したりするかについて具体的に論じられていないが、以下ではこの点について比較的丁寧に論じている裁判例をア、イそれぞれ2つとりあげて検討する。

ア 裁判所が公序良俗のみを引用して説示した事件

(ア) 事件の概要

③周吉娟対徐健委任契約紛争事件⁽⁵⁴⁾

2018年1月5日、原告X(周吉娟)は被告Y(徐健)に対し、ビットコインのマイニング機器の購入およびビットコインのマイニングを委任し、投資金として20万円を支払った。2019年以降、Xは何度も収益について問い合わせたが回答を得られなかったため、2021年5月、投資金および利息の返還を求めて訴えを提起した。

本件契約の効力に関して、控訴審裁判所は以下の判決を下した。

「近年、国家関連部門はビットコイン等の仮想通貨およびマイニング活動に関して、「ビットコインリスク防止に関する通知」や「仮想通貨「マイニング」規制に関する通知」など複数の政策文書を発出している。2021年には、仮想通貨取引に係る投機活動が増加し、経済・金融秩序を乱すのみならず、ギャンブルや違法な資金調達などの犯罪行為を助長する事態が生じたため、中国人民銀行、中央ネット情報弁公室、最高人民法院、最高人民検察院等の関係部門は共同で「仮想通貨取引投機リスクの更なる防止・処置に関する通知」(銀発[2021]237号)を発出した。本通知では、仮想通貨は法定通貨と同等の法的地位

(54) 新疆维吾尔自治区巴音郭楞蒙古自治州中级人民法院(2022)新28民终540号民事判决书。

を有しておらず、市場で通貨として流通・使用することはできず、またすべきではないと明示している。また、仮想通貨の投資・取引への参加には法的リスクが伴い、法人、非法人組織及び自然人が仮想通貨及び関連デリバティブに投資し、公序良俗に反する場合には、関連民事法律行為は無効となり、これにより生じた損失は自己責任で負担すべきこと、さらに金融秩序の破壊や金融安全への危害の疑いがある場合、関係部門が法に基づき調査し処分を行うことが強調されている。また、「中華人民共和国民法典」第153条も、「法律又は行政法規の強行規定に違反する民事法律行為は、無効とする。ただし、当該民事法律行為が当該強行規定により無効とされないものは、この限りでない。公序良俗に反する民事法律行為は、無効とする。」と規定している。本件において、原告と被告の間には書面による委任契約は存在しないものの、事実上の委任契約関係が成立していた。XがYにビットコインのマイニングを委任した行為は、虚偽の資産や投機的投資など多くのリスクと危害を伴い、金融システムに対する脅威となり、国家・団体および社会公共の利益を損なうものである。この行為は前述の政策文書に示されている、仮想通貨および関連デリバティブに投資し公序良俗に反する場合に該当する。現時点では、ビットコインのマイニング行為に関して明確な法律規定は存在しないが、上記の政策文書および民法典の趣旨に従い、双方の法律行為は無効と認定されるべきであり、Xの損失は自己責任で負担すべきことになる。」

④祖偉偉対中聚盛典控股（広東）有限公司売買契約紛争事件⁽⁵⁵⁾

2021年4月、原告X（祖偉偉）は被告Y（中聚盛典控股（広東）有限公司）と「販売契約書」および「CHIA ストレージサーバー管理委任契約」を締結し、仮想通貨である奇亜コイン（CHIA）のマイニングのため、5台のストレージサーバーを購入・管理委任することを約定した。Xは代金を支払ったが、Yは期限内に設備を引き渡さなかったため、Xは契約の解除、代金の返還、資金占用料および違約金の支払いを求めて訴えを提起した。

本件契約の効力に関して、裁判所は以下の判決を下した。

「XおよびYの法廷陳述および双方が提出した証拠に基づくところ、Xがサーバーを購入した目的は、仮想通貨「奇亜コイン（CHIA）」を取得すること、いわゆるマイニング活動を行うことにあったと認められる。「中華人民共和国民法典」第153条は、「法律又は行政法規の強行規定に違反する民事法律行為は、無効とする。ただし、当該民事法律行為が当

(55) 広東省仏山市禅城区人民法院（原広東省仏山市城区人民法院）（2021）粵0604民初23304号民事判決書。

該強行規定により無効とされないものは、この限りでない。公序良俗に反する民事法律行為は、無効とする。」と規定している。さらに、中国人民銀行、中央ネット情報弁公室、最高人民法院、最高人民検察院、工業情報化部、公安部、国家市場監督管理総局、中国銀行保険監督管理委員会、中国证券監督管理委員会、国家外為管理局は2021年9月15日に共同で「仮想通貨取引投機リスクの更なる防止・処置に関する通知」を發出しており、第1条第2項では「仮想通貨関連業務活動は違法な金融活動に該当する」と、第1条第4項では「法人、非法人組織及び自然人が仮想通貨及び関連デリバティブに投資し、公序良俗に反する場合には、関連民事法律行為は無効となり、これにより生じた損失は自己責任で負担すべきものとされる」と規定している。本件における双方の「マイニング機器」の取引行為は、国家の金融管理制度に違反し、かつ国家の金融秩序の安定に影響を及ぼすものであり、公序良俗に反する行為に該当する。したがって、本件契約は無効と認定される。」

(イ) 事件の分析

事件③と事件④において、裁判所はいずれも民法典第153条第2項を契約無効の根拠として引用した。これらにおいて裁判所は、原告が被告にマイニング機器を購入してマイニングを行うことを委任した行為は、国家の金融秩序を乱し、公序良俗に反するため、無効と認定した。

上記3(2)イ(ア)で述べたとおり、契約無効を判断する際には、まず強行規定違反の有無を審査すべきである。強行規定が存在しない場合に限り、第153条第2項を適用することができる。3(2)アで述べたとおり、中国の現行の民事法規には仮想通貨に関する強行規定が存在しないため、裁判所は事件③と事件④において第153条第2項を適用したのである。

ここで、国家政策と第153条第2項の関係をどう理解するかという問題がある。これについて、最高人民法院は次のような解説を行っている⁽⁵⁶⁾。

「第一に、政策には、党中央政策、国家政策部門の政策および地方政策の区別がある。党中央政策とは、党中央および中共中央弁公庁などが發出する各種の「紅頭文書⁽⁵⁷⁾」を指す。国家政策とは、國務院、國務院弁公庁および各部委が共同で發出する各種の「紅頭文書」を指す。一般的に、党中央の政策または国家政策に違反する契約は、公序良俗違反として認定され得る⁽⁵⁸⁾。一方、部門政策や地方政策に違反する場合、一般には公序良俗違反

(56) 最高人民法院・前掲注(21)766-767頁。

(57) 「紅頭文書」とは見出しが赤く大きな活字で印刷される党や政府機関の公文書である。

(58) 本稿は党中央の政策には触れておらず、事件⑥において裁判所が判決で引用した広東省の地方政策を除き、すべて国家政策である。

を理由に契約無効とすることは適切ではない⁽⁵⁹⁾。特に留意すべき点は、前述の政策には司法政策は含まれないことである。司法政策とは、司法解釈以外の会議議事録や指導的意見などを指し、裁判の直接的根拠として援用することはできないが、裁判官が具体的に法律適用を分析する際の理由として参照し得るものである。

第二に、契約締結時に各種の政策が既に存在していた場合、政策違反の検討は主として、公序良俗違反に該当するかどうか、すなわち契約を無効とすべきかどうかを判断することに向けられる。契約締結時に政策が未発表であった場合、または契約締結後に政策が発表された場合、その違反は契約無効を導くものではなく、事情変更に基づく契約の変更または解除の問題として考慮される。(以下略)』

したがって、国務院、国務院弁公庁および各部委が共同で発表し、契約締結時点ですでに存在し、特定の行為を明確に禁止している国家政策は、契約が公序良俗に反しているかどうかを判断するための根拠として用いることができると考えられる。このような国家政策には、以下の特徴が認められる。すなわち、その制定主体が高度な権威を有していること、その価値指向が公序良俗が実現しようとする公共利益と高度に一致していること、その機能が、法律規範における時間的な遅れを補完するとともに、特定の分野において法律の一般条項に対して内容上の補充の役割を果たすことである。

このように、最高人民法院は、国家政策の発表時点と契約締結の時点によって、国家政策が公序良俗違反の判断における根拠になるかを区別し、契約締結後に政策が発表された場合は、原則として事情変更の観点から処理すべきであるとしているが、契約が政策発表前に締結されていたにもかかわらず、国家政策の発表後に、裁判所が「国家政策に違反し、公序良俗に反する」として契約を無効と認定する例も見られる。

このような判決は、最高人民法院の解釈と矛盾しているようにも見える。この点については、国家政策と社会公共利益の関係について⁽⁶⁰⁾、二つの場合を区別して分析したい。

第一に、国家政策の内容が本質的に基本的な社会公共利益の反映に関わる場合には、政策が正式に発表される前であっても、その内容はすでに客観的・潜在的に公序良俗として存在

(59) しかし、本稿では崔文星教授(2022年)の意見(崔文星「民法典視野下強制性規範和公序良俗条款の適用規則」法学雑誌43巻2号(2022年)120-135頁(134頁))に従い、地方政策が中央政策及び国家政策の具体的実施である場合、地方政策に違反する民事法律行為は公序良俗条項を適用してその無効を認定できると考える。

(60) 3(2)イ(イ)で述べたように、公序良俗の「公共の秩序」には国家利益と社会公共利益が含まれるが、本稿で検討する裁判例は全て社会公共利益との関係のみを問題としているので、国家利益については検討しない。

しているとみなされる。政策の発表は、既存の社会公共利益をより明確な形で提示し、確認するに過ぎない。この理解に基づけば、契約締結時に政策がまだ正式に発表されていなくとも、裁判所は当該行為が当時すでに公序良俗に内在していた社会公共利益に反すると認定し、公序良俗違反として契約を無効とすることが可能である。

第二に、国家政策の発表自体が社会公共利益に対する認識を誘導し、あるいは部分的に再構築する可能性がある。この場合、国家政策によって新しい社会公共利益が生まれ出され、それが公序良俗の内容を創設的に形成する、と考えられる。裁判所がこのような公序良俗を援用する場合、政策の発表が社会公共利益判断の転換点となるので、新たに形成された公序良俗は政策発表の時点以降についてのみ、契約の効力に関わることになる⁽⁶¹⁾。

そうすると、上述(4)(3)ア(イ)の政策発出と契約締結の前後で公序良俗違反と事情変更に基づく契約の変更・解除を区別する最高人民法院の解説は、専ら上の第二の場合を念頭に置いたものと考えることができよう。

中国における仮想通貨規制の展開を踏まえると、初期の政策は仮想通貨に対して主にリスクの提示や限定的な規制措置を行うにとどまるものである。しかし、2017年および2021年に関連部門が相次いで政策を発表し、仮想通貨の取引・マイニングを全面禁止することが国家政策の枠組みに明確に組み込まれた。このように、社会における仮想通貨への全体的な否定的評価は、政策の推進によって段階的に形成された公共秩序であるということが出来る。したがって、仮想通貨の分野においては、第二の場合に当たることが多いとも考えられる。

しかし、実際の事件の処理にあたり、契約がその締結時点ですでに客観的・潜在的に社会公共利益を害するものであることを裁判所が認定できれば、政策がまだ発出されていなかったとしても、第一の場合に当たるとして契約を無効と認定することもできる。実は上記の事件③・④は、政策発出前に締結された契約が問題とされた事案であった。にもかかわらず裁判所がこれらの契約を公序良俗違反で無効としたのは、上のような考え方に基づくものと解することができる。

イ 裁判所が公序良俗を引用する際に、グリーン原則を補助的手段として法解釈を行った事件
近年、民法典においてグリーン原則が確立され、また「マイニング規制通知」において、ビットコイン等の仮想通貨のマイニングがエネルギー消費量および二酸化炭素排出量が大き

(61) 3(2)イ(ア)で述べたように、法律又は行政法規の強行規定に違反することにより民法典第153条第1項に基づいて無効になる民事法律行為は、当然法律・行政法規の施行後に行われたものに限られる。しかし、法律・行政法規についても、それが既存の社会公共利益をより明確な形で提示し確認するに過ぎない場合は、施行前に行われた法律行為についても、第153条第2項に基づき公序良俗違反として無効とすることがありうると考える。

いなどの環境問題を有することが明示されたことを受け、ビットコイン等の仮想通貨のマイニングをめぐる民事契約紛争事件の判決には、新たな変化が生じている。このような事件は、裁判所が公序良俗のみを引用して説示したアの類型とは区別される。以下では、裁判所が公序良俗を引用する際に、グリーン原則を補助的手段として法解釈を行った事件を紹介する。

(ア) 事件の概要

⑤北京豊復久信マーケティング科技有限公司対中研智創ブロックチェーン技術有限公司サービス契約紛争事件⁽⁶²⁾

2019年5月、原告X（北京豊復久信マーケティング科技有限公司）は、被告Y（中研智創区ブロックチェーン技術有限公司）とビットコインマイニング活動を実施するため、3つの契約を締結した。Xは上記契約に基づきYに契約代金を支払ったが、受領したビットコインはわずか18.3463BTCにとどまった。これに対して、Xは裁判所に訴えを提起し、Yに対し、ビットコインの引渡し、あるいは2021年1月25日時点のビットコイン価格に基づく米ドルでの支払い、さらにサービス期間終了後におけるマイニング機器使用による損害の賠償を求めた。

本件の契約の効力について、第一審裁判所は以下の判決を下した。

「契約法⁽⁶³⁾第7条は、「当事者が契約を締結し、及び履行するときは、法律及び行政法規を遵守し、社会公德を尊重し、社会経済秩序を乱し、又は社会公共利益を害してはならない」と規定している。第52条は、「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約は無効とする。(一) 一方が詐欺、強迫の手段を用いて契約を締結し、国家利益に損害を与える場合、(二) 悪意の通謀により、国家、集団もしくは第三者の利益に損害を与える場合、(三) 適法な形式をもって違法な目的を隠している場合、(四) 社会公共利益に損害を与える場合、(五) 法律又は行政法規の強行規定に違反している場合」と規定している。ここでいう社会公共利益とは、社会全体の構成員または不特定多数の利益に関わる事項を指し、主に社会の公共の秩序および善良の風俗を含む。これは国家および個人の権利行使の境界

(62) 北京市朝陽区人民法院（2020）京0105民初69754号民事判決書。同判決については、Zhu・前掲注（4）pp.206-207参照。

(63) 中国における民法典編纂過程について、前掲注（17）参照。本件の事実は民法典施行前に発生しているため、「最高人民法院〈中華人民共和國民法典の適用に関する時効効力の若干規定〉」によれば、民法典施行前の法律事実起因する民事紛争事件については、当時の法律および司法解釈の規定が適用される。したがって、本件には契約法の関連規定が適用される（なお、理論的には民法総則第9条を適用する可能性もあり得たと思われるが、実際には適用していない）。

を明確にし、民事法律行為の適法性・正当性を判断する重要な基準である。エネルギー安全、金融安全、経済安全等は国家安全の重要構成要素であり、これらのリスクの防止・解消および市場混乱の是正は、中国の産業構造の最適化、金融秩序の安定、社会経済の円滑な運営、高品質な発展に直接関わるものである。したがって、社会経済秩序および金融秩序は社会公共利益に含まれる。

上記の仮想通貨関連「通知」・「公告」・「リスク提示」等（引用者注：3（1）で述べた通知①～⑤が全て含まれる）に基づき、本件で問題となるビットコインはネットワーク仮想通貨であり、国家権限機関が発行する法定通貨ではなく、法的支払能力を有さず、法定通貨と同等の法的地位を有しておらず、市場で通貨として流通・使用することはできず、またすべきではない。また、関係部門は複数回にわたってリスク公告・通知を發出し、消費者にリスク防止意識を高めるよう促し、投資・取引による損失は当事者が自己責任で負担すべきである旨を示している。さらに、本件取引は「マイニング」活動に基づくものであり、仮想通貨取引の発展に伴い、マイニング行為の危険性は顕著化している。マイニング活動はエネルギー消費量が多く、二酸化炭素排出量が高く、中国の産業構造の最適化や省エネ・排出削減に寄与せず、カーボンピークおよびカーボンニュートラル目標の達成にも逆行する。また、仮想通貨関連取引活動には実質的価値の裏付けがなく、価格操作が容易である上、マイニング行為は虚偽資産リスク、経営失敗リスク、投機リスク等をさらに誘発し、外為管理秩序・金融秩序に悪影響を及ぼすだけでなく、場合によっては違法犯罪行為を助長し、社会の安定にも影響を及ぼす。このように、マイニング行為は危険性が高く、盲目的・無秩序な発展は経済社会の高品質な発展および省エネ・排出削減に悪影響を与えている。そのため、関連政策では、仮想通貨マイニング活動を「産業構造調整指導目録（2019年版）」の「淘汰類」に追加し、効果的措置を講じて全面的な是正を行うことが明示されている。本件において、XおよびYは、マイニングおよびビットコイン取引にリスクが存在すること、並びに関係部門がビットコイン関連取引を禁止していることを十分認識した上で契約を締結し、委託マイニング関係を形成した。したがって、マイニング活動および関連仮想通貨取引行為は上述の諸リスク・危害があり、正常な金融秩序および経済発展秩序を乱すものであるため、当該マイニング契約は社会公共利益を損なうものとして無効と認定される。」

⑥ 深圳市中天雲儲科技有限公司対広州神馬資訊科技有限公司契約紛争事件⁽⁶⁴⁾

2021年5月13日、原告X（中天公司）は被告Y（神馬公司）と「戦略的協力枠組契約書」

(64) 広東省広州市天河区人民法院（2022）粵0106民初12756号民事判決書。

を締結した。本契約に基づき、YはXに対して仮想通貨のマイニングの前段階のサービスを提供することとされていた。Xは一部保証金およびサービス料を支払ったが、Yのサービスに問題が生じ、契約の履行が困難であると判断したため、Xは契約の解除および支払済金額の返還を求めて裁判所に提訴した。

本件契約の効力に関して、裁判所は以下の判決を下した。

「早くも2013年12月3日、中国人民銀行等5部門は共同で「ビットコインリスク防止に関する通知」（銀発〔2013〕289号）を發出し、ビットコインは特定の仮想通貨であり、法定通貨と同等の法的地位を有しておらず、市場で通貨として流通・使用することはできず、またすべきではないことを指摘した。同通知において、金融機関および決済機関はビットコイン関連の業務を展開してはならないとされている。

2021年9月3日、国家発展改革委員会等11部門は「仮想通貨「マイニング」規制に関する通知」（発改運行〔2021〕1283号）⁽⁶⁵⁾を共同で發出し、仮想通貨「マイニング」活動の上下流の全産業チェーンに対する規制強化、新規マイニングプロジェクトの禁止、既存プロジェクトの秩序ある撤退の加速を求めた。さらに2021年9月15日、中国人民銀行等10部門は「仮想通貨取引投機リスクの更なる防止・処置に関する通知」（銀発〔2021〕237号）⁽⁶⁶⁾を共同で發出し、仮想通貨は法定通貨と同等の法的地位を有しておらず、海外の仮想通貨取引所がインターネットを通じて国内居住者にサービスを提供する行為も違法な金融活動に該当すると再度明示した。また、法人、非法人組織および自然人が仮想通貨および関連デリバティブに投資し、公序良俗に反する場合には、関連民事法律行為は無効となり、これにより生じた損失は自己責任で負担すべきものとされる。金融秩序の破壊や金融安全への危害の疑いがある場合、関係部門が法に基づき調査し処分を行うこととされる。2022年4月29日、広東省発展改革委員会および広東省司法庁は「仮想通貨「マイニング」設備の規制に関する通知」（粵発改能源函〔2022〕683号）を共同で發出し、仮想通貨「マイニング」活動はエネルギー消費量および二酸化炭素排出量が大きく、国民経済への貢献度が低く、国家が明示的に淘汰対象としている劣後生産設備であることを明示した。同通知では、「国家発展改革委員会による産業構造調整指導目録（2019年版）修正に関する決定」および「中華人民共和国省エネルギー法」に基づき、仮想通貨「マイニング」設備の使用停止および法に基づく没収を命じ、情状が重大な場合は同級人民政府による営業停止・整顿または閉鎖を命じる旨が規定されている。

(65) 3(1)で述べた「マイニング規制通知」である。

(66) 3(1)で述べた「取引投機リスク通知」である。

「中華人民共和国民法典」第9条（グリーン原則）は、「民事主体は、民事活動に従事するとき、資源の節約・生態環境の保護に資するようにしなければならない」と規定している。また第153条第2項は、公序良俗に反する民事法律行為は、無効とすると規定している。以上の一連の規制政策から、我が国にはマイニング行為を直接不法行為と認定する法律は存在しないものの、実質的にマイニング行為は公共利益を損なうものであり、これに基づく契約行為は法的保護の対象とならないことは明らかである。

本件において、XはYと「協力契約」を締結し、仮想通貨のマイニングに参加することを目的としており、これは仮想通貨関連業務活動に該当する。当該活動は金融安全、市場秩序、国家マクロ政策に違反し（これにより一引用者補充）、社会公共利益に影響を及ぼして公序良俗に反するため、契約は無効とみなされるべきである。

（イ）事件の分析

（公序良俗へのグリーン原則の組み込み）

事件⑤においては、裁判所は社会公共利益の具体的内容を論じる際に、マイニング活動の高エネルギー消費等による環境リスクに言及している。これはグリーン原則の萌芽的に援用として高い意義を有する。その後、公序良俗原則を適用するに際してグリーン原則を補助的に組み込んで解釈する手法が、後続の関連事件において徐々に定着していった。

事件⑥をみてみよう。本件の法律事実は民法典施行後に発生しているため、裁判所は民法典第153条第2項に加えて、第9条のグリーン原則を明確に法的根拠として引用している。社会公共利益の解釈を拡張する重要な価値基準としてグリーン原則を用いているといえる。そして事件⑥は、最高人民法院が選定した2023年度の優秀事件に選ばれている⁽⁶⁷⁾。

（契約締結時点と国家政策発出時点の関係）

事件⑤において、契約が締結されたのは2019年のことであり、エネルギー消費を理由に仮想通貨のマイニングを制限する「マイニング規制通知」は2021年9月に発出されたものである。したがって、国家政策としての同通知に着目し、裁判所がグリーン原則も考慮して契約を無効とするのであれば、4（3）ア（イ）で述べた「第一の場合」に当たるとみなしたものと解される⁽⁶⁸⁾。2019年当時には「マイニング規制通知」がまだ発出されていないが、同通

(67) 最高人民法院弁公庁「最高人民法院發布全国法院系統2023年度優秀案例」2023年12月19日。

(68) なお、事件⑤の判決は、「マイニング規制通知」も含めた仮想通貨関連の通知等に言及しているが、公序良俗違反を理由とする契約の無効を論じる箇所においては、同通知に言及することなく、しかし同通知とほぼ同様の内容を述べている。この点は、国家政策に係る通知を直接援用する事件③や事件④の判決との相違である。事件⑤の裁判所がこのような対応をとった理由は、契約締結時点と国家政策発出時点の関係の問題があることをより明確に意識していたからではないか。

知に示された金融秩序維持や環境保護という価値目標は、基本的な社会公共利益の反映として客観的・潜在的に公序良俗として存在していたと裁判所が判断したものと解することができる。事件⑥においても、契約締結（2021年5月）は、「マイニング規制通知」以前であり、同様の考え方がとられたものと解される。上述のように（4（3）ア（イ））最高人民法院の解説は専ら「第二の場合」を念頭においたものであると考えられるが、司法実務においては、むしろ多くの下級審裁判所が事案を「第一の場合」と把握して契約を無効と判断しているといえる。

（地方政策の位置付け）

事件⑥の裁判所は判決文において、2022年4月29日の「仮想通貨「マイニング」設備の規制に関する通知」（粵発改能源函〔2022〕683号）という地方政策も引用している。前述のとおり、最高人民法院は、部門政策や地方政策に違反した場合、一般に公序良俗違反を理由に契約無効を認定すべきではないとの解説を行っている。しかし、裁判所が判決で地方政策を引用したことは、前述の最高人民法院の解説と矛盾しない、と考えることもできる。崔文星教授は、地方政策が党中央政策および国家政策の具体的な実施内容である場合には、地方政策に違反する民事法律行為も公序良俗条項を適用して無効とすべきであると指摘している⁽⁶⁹⁾。本件において裁判所が引用した上記の地方政策は、その内容からみると、「マイニング規制通知」⁽⁷⁰⁾の国家政策の具体的実施にあたと評価できる。このように考えるならば、裁判所が判決において示した論理的根拠に不適切な点はない。

（奨励の原則としてのグリーン原則）

事件⑤および事件⑥における裁判所の判断からうかがえるように、仮想通貨関連事件の司法実務におけるグリーン原則の一般的な適用パターンは、それを公序良俗原則に組み込み、法解釈の根拠として活用する点にある。3（2）イ（ウ）で述べた最高人民法院によるグリーン原則の位置付けが示すとおり、現段階において、グリーン原則は、それ自体が私法上の無効事由を構成するものではなく、その価値内容に従って公序良俗原則の内容を補充・具体化する機能を有するにとどまるものである。グリーン原則は、奨励の原則と理解されていると考えられる。

グリーン原則の法的位置付けについては、学説上なお議論の余地が残されているものの、資源の節約および生態環境の保護を核心とする当該原則は、環境の悪化が重大な社会的問題になっている現状に照らせば、それを援用すること自体に重要な意義があるとも言える。しかし他方、もし直ちにグリーン原則に公序良俗原則と同等の法的地位を付与すれば、資源の

(69) 崔文星・前掲注（59）120-135頁。

(70) 上記のようにそれ自体が既存の社会公共利益の確認（「第一の場合」）と解される。

節約や生態環境の保護に反することを理由として多数の契約が無効とされる懸念があり、これは意思自治原則に対する国家の合理的制限の範囲を逸脱するおそれがある。このような観点からすると、現段階では、グリーン原則の適用に関しては、上記の一般的な適用パターンの手法が適切であると思われる。すなわち、グリーン原則を奨励の原則として参照し、公序良俗原則を再解釈することにより環境利益を保護するという手法である。これは、前述の劉長興教授⁽⁷¹⁾の見解とも整合している。

5. ビットコイン等の仮想通貨マイニングとカーボンリーケージ問題

上記のとおり、2021年以降、中国が仮想通貨のマイニングおよび新規仮想通貨プロジェクトに対して全面的な禁止措置を実施したことにより、民事訴訟において契約を無効とする判決が相継ぐことになったが、それだけでなく、そのような政策措置はカーボンリーケージの問題を引き起こすことになった。

中国がビットコイン等の仮想通貨マイニングを全面的に禁止する以前、この産業は長期間にわたり四川、新疆、内モンゴルなどの地域に集中しており⁽⁷²⁾、季節的な移動性も特徴としていた。四川省は春夏の豊水期において、十分に安定した水力資源を有していた。一方、秋冬期に入ると、新疆および内モンゴルは利用可能な風力資源を大量に保有している。また、新疆と内モンゴルは多くの石炭火力発電を有しており、現地の電力価格は一般的に中国東部沿海地域よりも低廉であった⁽⁷³⁾。仮想通貨のマイニングは本質的に計算能力を競争する活動であり、その向上は低価格かつ安定した大規模電力の供給に大きく依存するため、エネルギーコストはほぼ直接的にマイニング企業の所在地の選択を決定する要因となった。

加えて、中国の一部地域では再生可能エネルギーの長期的な余剰が発生していた。例えば、西部地域では風力・太陽光・水力の出力を抑制する、「弃風・弃光・弃水」現象が顕著であり、地方政府や電力企業は余剰電力を消費するために高エネルギー消費型産業を誘致する傾向があった⁽⁷⁴⁾。また、国家が規制を厳格化する前の段階では、一部の地方政府は仮想通貨のマイニングを地元産業や財政収入の促進手段とみなし、政策上の寛容または黙認の姿勢が見

(71) 前掲注(40)とそれに対応する本文参照。

(72) Cambridge CBECI, Bitcoin Mining Map Mainland China, https://ccaf.io/cbnsi/cbeci/mining_map (最終閲覧2025年11月30日)

(73) 秦鵬=周聖佑「區塊鏈環境風險的邏輯緣起、規制困境及其制度纾解」東南大学学报(哲学社会科学版)25卷3号(2023年)80-89+147頁。

(74) 秦鵬=周聖佑・前掲注(73)80-89+147頁。

られた⁽⁷⁵⁾。上記のエネルギー面でのメリットと地方政府の上記のような姿勢という背景が重なり、多くのマイニング企業が中国に集まることとなり、一時は中国が世界のビットコイン計算能力の50%を占めるに至った⁽⁷⁶⁾。

しかし、2021年9月3日の「マイニング規制通知」の発出後、中国は仮想通貨のマイニングを全面的に禁止した。この政策の実施に伴い、多くのマイニング企業は中国国内での事業を停止せざるを得なくなり、マイニング機器と企業を海外市場に移転させた。中国からの撤退後、マイニング企業はエネルギーコストが低く、規制が比較的緩やかな国や地域を新たな集積地として選択する傾向が見られた。カザフスタンや米国などがそれらの代表例である。これらの国々の特徴は、電力価格が世界平均を大幅に下回っており、安価な電力に依存する仮想通貨のマイニング産業にとって強い競争力を持つ点である。しかし、これらの国の電力構造は概して石炭や天然ガスなどの化石燃料が主体であり、二酸化炭素排出の強度が高い⁽⁷⁷⁾。したがって、中国国内での仮想通貨のマイニングは効果的に抑制され、関連するエネルギー消費と二酸化炭素排出は大幅に減少したものの、マイニング企業の越境移転により、仮想通貨の単位計算能力当たりの二酸化炭素排出の強度は上昇した。ここに、典型的なカーボンリーケージ現象を見出すことができる。

ビットコイン等の仮想通貨のマイニングによるカーボンリーケージは、現段階における地球規模の気候ガバナンスが直面する新たな課題である。

仮想通貨産業は本質的に国境を越える性質を持ち、その経営主体、マイニング機器、そしてブロックチェーンネットワーク自体が特定の国家の境界に制限されていない。ある国が規制を強化しても、マイニング企業は数週間以内に国外移転を完了し、仮想通貨のマイニングを迅速に再開することができる。

また、仮想通貨のマイニングは高エネルギー消費活動であるため、エネルギーコストが企業の所在地の選択に大きな影響を与える。そのため、石炭や石油などの化石燃料発電が主流の国々は、むしろその安価な電力料金によってマイニング企業を集めている。このような市場の動向は、世界の気候目標と明らかな矛盾を呈している。

さらに、現行の国際気候ガバナンスの枠組みにおいて、ビットコインのマイニングという

(75) 第一財經、「利誘与拒絶：水電大省直面“挖鉅”存廢考驗」、<https://m.yicai.com/news/101074755.html>（最終閲覧2025年11月30日）

(76) Cambridge CBECI, Evolution of country share, https://ccaf.io/cbnsi/cbeci/mining_map（最終閲覧2025年11月30日）

(77) Alex De Vries, Ulrich Gallersdörfer, Lena Klaaßen, Christian Stoll, Revisiting Bitcoin's Carbon Footprint, Joule Volume 6, Issue 13, P498-502, March 16, 2022, https://www.researchgate.net/publication/358861058_Revisiting_Bitcoin's_carbon_footprint.

新興のエネルギー集約型産業をいかに効果的に規制するかは、検討を要する課題である。仮想通貨産業自体は、二酸化炭素などの温室効果ガスを直接排出するものではないため、最近になるまで、この産業が気候変動問題に悪影響を及ぼす可能性があることは認識されていなかった。また、ビットコインネットワーク自体の分散型で無国籍な技術的特性により、ある国や地域が制限措置を講じた場合でも、マイニング企業は迅速にその他の地域への移転が可能である。このようなマイニング企業の国境を越えた移転は、典型的な国際貿易や投資活動には当たらず、炭素税や国境炭素調整制度等による制約も困難であると思われる。このように、ビットコインのマイニングによるカーボンリーケージは追跡が困難だけでなく、規制も難しい状況にある。

結果からみると、中国が仮想通貨のマイニングを厳しく禁止する政策は、国内レベルで非常に顕著な省エネ・排出削減の効果を達成した。しかし、仮想通貨のマイニングは、移転が容易な産業であり、単一国家の規制によってこの産業の気候変動への影響に対処することはできない。現在見られるカーボンリーケージの傾向は、将来、仮想通貨産業のカーボンフットプリントをグローバルレベルで削減するためには、国際社会の合意に基づく、国境を越えた気候ガバナンスの枠組み構築が不可欠であることを示唆している。ビットコイン等の仮想通貨のマイニングがもたらす気候変動リスクは、地域的な規制によって解決できる課題ではなく、地球規模の気候ガバナンスの枠組みにおいて対処しなければならない課題となっている。

6. おわりに

本稿は、近年中国で新たに出現した気候変動訴訟の一種である、ビットコイン等の仮想通貨のマイニングをめぐる民事契約紛争事件を検討の対象とし、以下の点を指摘した。

第一に、ビットコインに代表される仮想通貨産業は典型的なエネルギー集約型産業であり、そのマイニングのプロセスでは大量の電力を消費し、膨大な温室効果ガスを排出する。近年、この産業の急速な拡大は、地球規模での気候変動対策に新たな課題を生じさせている。

第二に、本稿はビットコイン等の仮想通貨に関連する中国の国家政策の変遷を整理するとともに、関連する民事法規を概観した。中国の仮想通貨の国家政策は、自由な取引を認める段階から、仮想通貨の取引・マイニングおよび新規仮想通貨プロジェクトを全面禁止する段階へと推移してきた。現時点の中国では、仮想通貨について特に定める民事法規は存在しない。しかし、裁判所は、一連の関連する国家政策を反映した民法典のグリーン原則と公序良俗原則を結びつけることにより、仮想通貨のマイニングに関わる民事法律行為の効力を否定してきた。この事例は、法律上の規制が整備されていない仮想通貨のマイニングのような新しい産業に対して、裁判所がグリーン原則や公序良俗原則を用いて一定の規制的機能を果たし得ることが示された例といえる。

第三に、ビットコインの仮想通貨のマイニングをめぐる民事契約紛争事件において、裁判所がどのような根拠で契約を無効と判断しているかを検討した。まず、法律・行政法規の強行規定に違反したとして無効とされた事件においては、少数ながら、法律・行政法規と国家政策との区別を十分に示していない判決もみられた。ついで、公序良俗に反したとして無効とされた事件においては、裁判所がグリーン原則に言及したのもそうでないものもあったが、裁判所は公序良俗原則に根拠して判断を下した。この点は、グリーン原則が現段階では依然として奨励の原則にとどまり、契約無効を独立して導く法的根拠とはなり得ないことを改めて示している。現段階におけるグリーン原則の適用モデルとしては、事件⑤および事件⑥が有益なテンプレートを示していると考えられる。すなわち、民法典により確立されたグリーン原則を通じて公序良俗原則を再解釈し、社会公共利益の内実にグリーン原則の保護対象である環境利益を組み込むという方法である。

最後に、本稿は、2021年9月に中国が仮想通貨のマイニングおよび新規仮想通貨プロジェクトを全面的に禁止した後、多くの仮想通貨マイニング企業が米国やカザフスタンなどへ移転し、その結果、世界的な規模で「カーボンリーケージ」現象が生じているということを指摘した。このような現象に対する対策については、今後の検討が必要である。

本稿が取り上げたビットコインなどの仮想通貨のマイニングをめぐる民事契約紛争事件は、次の意味で特殊なタイプの気候変動訴訟と捉えられる。すなわち、これらの事件は、原告らが気候変動対策のイニシアティブをとるために訴訟を提起したというのではなく、気候変動対策の観点から望ましくない私人間の契約を、裁判所が国家の政策を援用しながら無効と判断したものである⁽⁷⁸⁾。このような訴訟は、当事者が気候変動問題を中心的な争点とするのではなく、また、裁判所が気候変動対策に関する国家の政策を援用して私人の行為をコントロールしようとするかどうかは国家政策等に大きく依存しているため、このようなタイプ

(78) 最高人民法院は、カーボンニュートラルに関する「政策決定の達成を実現するための司法的サポート」を推進する方針を示している（最高人民法院「關於完整準確全面貫徹新發展理念 為積極穩妥推進碳达峰碳中和提供司法服務的意見」法發〔2023〕5号）。Zhuも同意見に関連する内容を引用している。Zhu・前掲注（4）pp.209参照。また、中国生態環境部は4（3）イ（ア）で触れた事件⑤について「本件において、人民法院は民法典第9条の立法精神を貫徹し、国家産業政策規定と照らし合わせることで、ビットコイン「マイニング」行為が資源を大量に消費するものであると認定した。そして、民法典第153条第2項に定める「公序良俗に反する民事法律行為の無効」に該当すると判断し、関連契約の効力を否定した。これは人民法院がカーボンピークおよびカーボンニュートラルの実現に向けて積極的かつ着実に取り組む姿勢を明確に示すものである。企業の環境保護意識を高め、グリーンで低炭素な発展の道を歩むよう導く上で、強い示範的意義を有している。」と評している。https://www.mee.gov.cn/home/ztbd/2022/sthjpf/sthjshpcdxal/202303/t20230301_1017965.shtml（最終閲覧 2025年11月30日）

の気候変動訴訟が今後持続的に発展していくものかどうかは予断を許さない⁽⁷⁹⁾⁽⁸⁰⁾。

-
- (79) なお、本文でカーボンリーケージ問題に言及したが、中国国内においても、現在公式には仮想通貨の取引やマイニングに対する規制措置が維持されているものの、民間においては仮想通貨の取引やマイニングが依然として地下で行われている状況にある（Reuters、「中国のビットコイン採掘が復活、世界シェアは第3位」（2025年11月25日配信）<https://jp.reuters.com/markets/japan/HZYRS6E-BUBIURO5EVA3VWUIQ5Q-2025-11-25/>（最終閲覧2025年11月30日））。仮想通貨の有する匿名性や分散性という特性により、この産業を完全に禁止することは国内に限っても極めて困難なことが示されている。
- (80) 本稿は仮想通貨マイニングが気候変動に悪影響を及ぼすことを前提として論じたが、ビットコインマイニングによる電力需要増加は再エネ容量を増加させるという研究や、再エネ割合を増加させるという研究も存在するようである（高橋諒＝伊藤和哉＝高嶋隆太「ビットコインマイニングと再生可能エネルギー電源の投資意思決定」電気学会研究会資料（PSE IEE Japan／電力系統技術研究会[編]（2024）172-192頁）91-96頁（91頁）参照）。